平成25年12月定例市議会議案集

（平成25年12月３日提出）

議案第41号　平成25年度延岡市一般会計補正予算　（別冊）

議案第42号　平成25年度延岡市国民健康保険特別会計補正予算　（別冊）

議案第43号　平成25年度延岡市介護保険特別会計補正予算　（別冊）

議案第44号　平成25年度延岡市後期高齢者医療特別会計補正予算　（別冊）

議案第45号　平成25年度延岡市水道事業会計補正予算　（別冊）

議案第46号　平成25年度延岡市下水道事業会計補正予算　（別冊）

議案第47号　延岡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

議案第48号　延岡湾水産業振興基金条例の制定

議案第49号　延岡市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

議案第50号　延岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

議案第51号　延岡市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の制定

議案第52号　延岡市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定

議案第53号　延岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定

議案第54号　延岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定

議案第55号　市道の路線認定

議案第56号　新たに生じた土地の確認

議案第57号　町の区域の変更

議案第58号　損害賠償の額の決定

議案第59号　財産の無償貸付け

議案第60号　指定管理者の指定

議案第61号　指定管理者の指定

議案第62号　指定管理者の指定

議案第63号　指定管理者の指定

議案第64号　指定管理者の指定

議案第65号　指定管理者の指定

報告第18号　専決処分の報告

報告第19号　専決処分の報告

報告第20号　専決処分の報告

報告第21号　専決処分の報告

議案第47号

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例

延岡市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条の４第４項中「第37条第７号から第７号の３まで」を「第37条第４号から第６号まで」に改める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第48号

延岡湾水産業振興基金条例の制定

延岡湾水産業振興基金条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡湾水産業振興基金条例

（設置）

第１条　延岡湾における水産資源の維持及び漁場の生産力の向上を図ることを目的とする事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、延岡湾水産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、第１条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

延岡市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

延岡市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第４項の規定により、地域包括支援センター（同条第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（職員に関する基準）

第２条　１の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1)　保健師その他これに準ずる者　１人

(2)　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

(3)　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に１の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第３項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第１号被保険者若しくは第２号被保険者（法第９条第２号に規定する第２号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第１号から第３号までに掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね1,000人以上	前項第１号から第３号までに掲げる者のう

2,000人未満	ちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

（運営等に関する基準）

第３条　地域包括支援センターは、前条第１項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者（法第９条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

２　地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第50号

延岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

延岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本方針（第３条）
第３章　人員に関する基準（第４条・第５条）
第４章　運営に関する基準（第６条―第30条）
第５章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条―第33条）
第６章　基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第59条第１項第１号、第115条の22第２項第１号並びに第115条の24第１項及び第２項の規定により、指定介護予防支援事業者の指定、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定の基準）

第２条　法第115条の22第２項第１号の条例で定める者は、法人（その役員又は使用人が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者である者を除く。）とする。

第２章　基本方針

第３条　指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定介護予防支援事業者（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事

業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第８条の２第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第３章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第４条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第５条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第４章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第６条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あら

かじめ、介護予防サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5　第３項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6　指定介護予防支援事業者は、第３項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第３項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するも

の

⑵　ファイルへの記録の方式

7　前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第７条　指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第８条　指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第９条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（要支援認定の申請に係る援助）

第10条　指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第11条　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求

められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料の受領）

第12条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第14条　指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（延岡市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成　年条例第　号）第２条第２項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。

⑵　委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

⑶　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。

⑷　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第２章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条　指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第７項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第６項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）

に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条　指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第17条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第19条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）

として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第20条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3　指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第21条　指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第22条　指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第23条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第24条　指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場

合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第25条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第26条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2　指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3　指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第27条　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5　指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介

護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7　指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第29条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第30条　指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2)　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア　介護予防サービス計画

イ　第32条第７号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ　第32条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ　第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ　第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第５章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第31条　指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第32条　指定介護予防支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第２号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービ

スの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該

介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

⑾　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

⑿　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第２号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取しなければならない。

⒀　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

⒁　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

⒂　担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⒃　担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催に

より、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要支援認定を受けている利用者が法第33条第２項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ　要支援認定を受けている利用者が法第33条の２第１項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17)　第３号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18)　担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19)　担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20)　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21)　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該事項を尊重してこれを行うものとする。

(22)　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効

期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第２項に規定する認定審査会意見又は法第37条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条　介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地

域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第１号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第６章　基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第34条　第２章から前章（第27条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第６条第１項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第１項中「指定介護予防支援（法第58条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第２項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第３項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第51号

延岡市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の制定

延岡市夜間急病センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

延岡市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

延岡市夜間急病センター条例（平成16年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表内科の項中「から水曜日まで」を「及び火曜日」に、「木曜日」を「水曜日」に、「金曜日」を「木曜日及び金曜日」に改める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第52号

延岡市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定

延岡市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

延岡市立小中学校設置条例（昭和61年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第１北方小学校の項を次のように改める。

北方学園小学校	延岡市北方町川水流卯972番地

別表第１城小学校の項から三椪小学校の項までを削る。

別表第２黒岩中学校の項中「延岡市大野町750番地イ」を「延岡市大野町744番地２」に改め、同表熊野江中学校の項中「熊野江中学校」を「南浦中学校」に改め、同表浦城中学校の項を削り、同表北方中学校の項中「北方中学校」を「北方学園中学校」に改める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第53号

延岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定

延岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

延岡市学校給食共同調理場条例（平成５年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（名称、位置及び対象）

第２条　共同調理場の名称、位置及び対象となる学校は、別表のとおりとする。

第３条を削り、第４条を第３条とする。

第５条第２項第２号及び第３号中「第３条」を「別表」に改め、同条を第４条とし、第６条を第５条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条、第４条関係）

名称	位置	対象となる学校
島野浦学校給食調理場	延岡市島浦町45番地	島野浦小学校、島野浦中学校
北方町学校給食センター	延岡市北方町川水流卯965番地	北方学園小学校、北方学園中学校、北方幼稚園
北浦町学校給食センター	延岡市北浦町古江1893番地１	北浦小学校、三川内小学校、北浦中学校、三川内中学校、北浦幼稚園、熊野江小学校、浦城小学校、南浦中学校
北川町学校給食センター	延岡市北川町川内名7636番地１	北川小学校、北川中学校
延岡小学校給食調理場	延岡市大貫町一丁目3000番地	延岡小学校、岡富中学校
岡富小学校給食調理場	延岡市高千穂通3830番地	岡富小学校、西小学校
旭小学校給食調理場	延岡市中川原町二丁目4623番地	旭小学校、黒岩小学校、旭中学校、黒岩中学校
恒富小学校給食調理場	延岡市愛宕町一丁目１番地１	恒富小学校、恒富中学校
緑ケ丘小学校給食調理場	延岡市緑ケ丘四丁目11番１号	緑ケ丘小学校、伊形小学校、南中学校
東小学校給食	延岡市出北五丁目12	東小学校、方財小学校、延岡中学

調理場	番１号	校
川島小学校給食調理場	延岡市川島町2770番地イ	川島小学校、港小学校、東海中学校
土々呂小学校給食調理場	延岡市土々呂町一丁目276番地	土々呂小学校、名水小学校、土々呂中学校
南方小学校給食調理場	延岡市野田三丁目14番地２	南方小学校、西階中学校
上南方小学校給食調理場	延岡市細見町2971番地13	上南方小学校、南方中学校
一ケ岡小学校給食調理場	延岡市南一ケ岡二丁目17番１号	一ケ岡小学校、南小学校

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

議案第54号

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例

延岡市都市公園条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第１土々呂公園の項を削る。

附　則

この条例は、平成26年１月１日から施行する。

議案第55号

市道の路線認定

市道の路線を別紙のとおり認定します。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

市道認定路線一覧表

路線番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
4601	延小大貫東通線	大貫町一丁目 大貫町一丁目	大貫町一丁目
4602	第一西階台線	野地町一丁目 野地町一丁目	野地町一丁目
6673	櫛津7号線	櫛津町 櫛津町	櫛津町
7391	平原43号線	平原町五丁目 平原町五丁目	平原町五丁目
7392	平原44号線	平原町五丁目 平原町五丁目	平原町五丁目
7393	平原45号線	平原町五丁目 平原町五丁目	平原町五丁目
7394	平原46号線	平原町五丁目 平原町五丁目	平原町五丁目
7395	鶴ケ丘望海台3号線	鶴ケ丘二丁目 鶴ケ丘二丁目	鶴ケ丘二丁目
7396	鶴ケ丘南12条通線	鶴ケ丘二丁目 鶴ケ丘二丁目	鶴ケ丘二丁目
7397	浜37号線	浜　町 浜　町	浜　町
K711	桶子線	北方町美々地 北方町美々地	北方町美々地
U410	市の串2号線	北浦町古江字市の串 北浦町古江字市の串	北浦町古江字市の串
U411	松ノ木線	北浦町古江字松ノ木 北浦町古江字松ノ木	北浦町古江字松ノ木

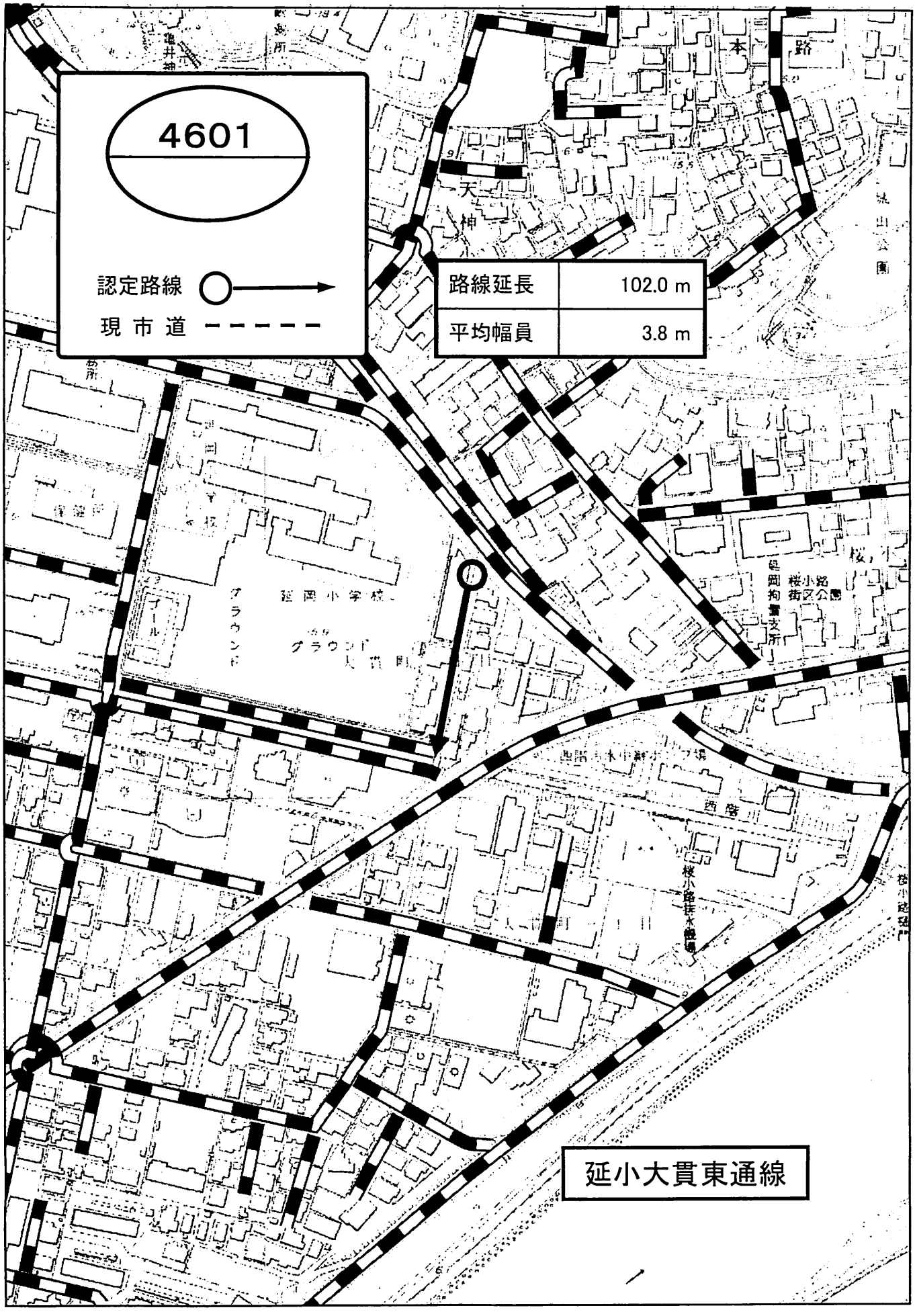
4601
認定路線
現市道
路線延長 102.0 m
平均幅員 3.8 m
延小大貫東通線

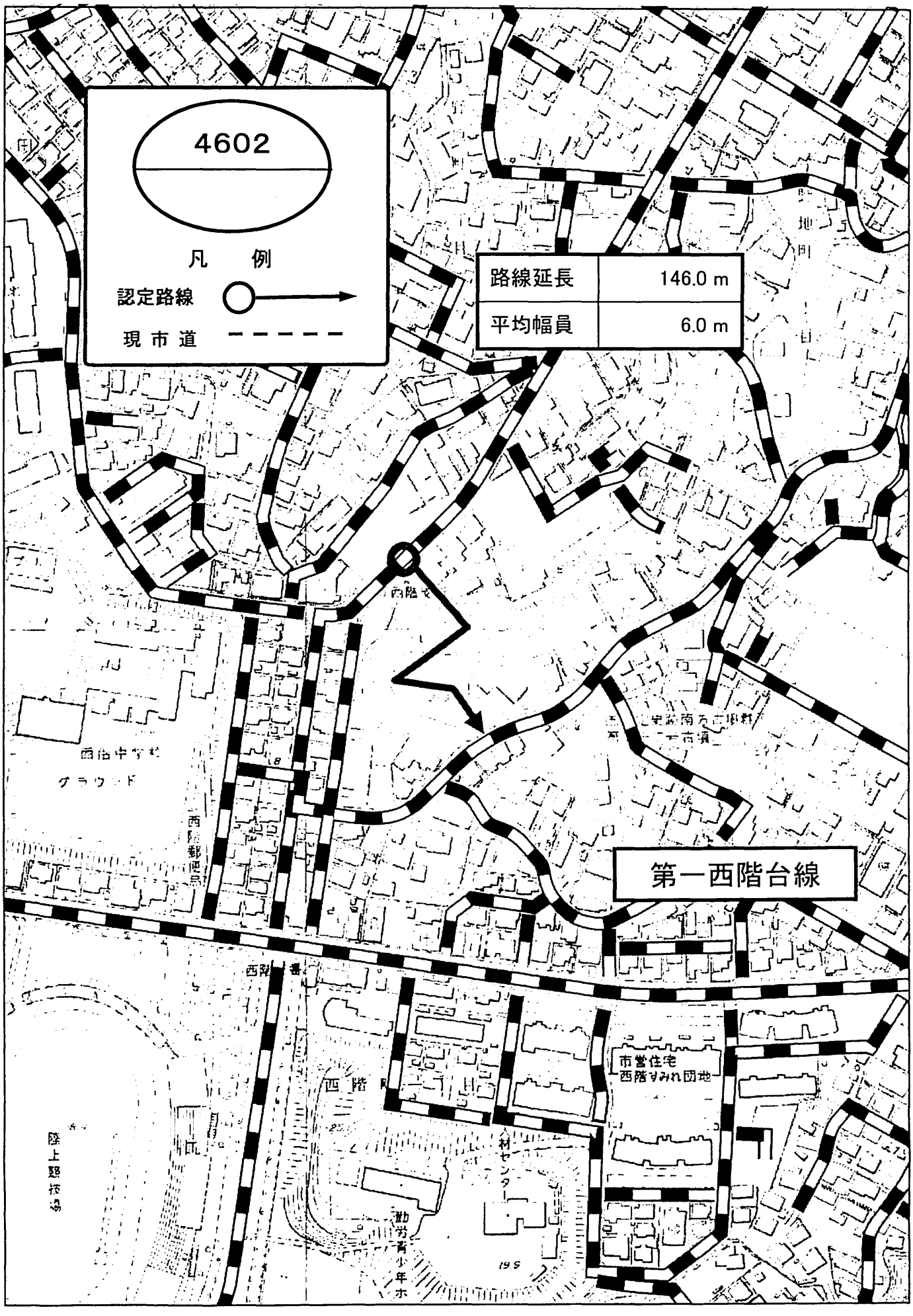
4602
凡　例
認定路線
現市道
路線延長
146.0 m
平均幅員
6.0 m
第一西階台線
西階中学校
グラウンド
市営住宅
西階すみれ団地
陸上競技場

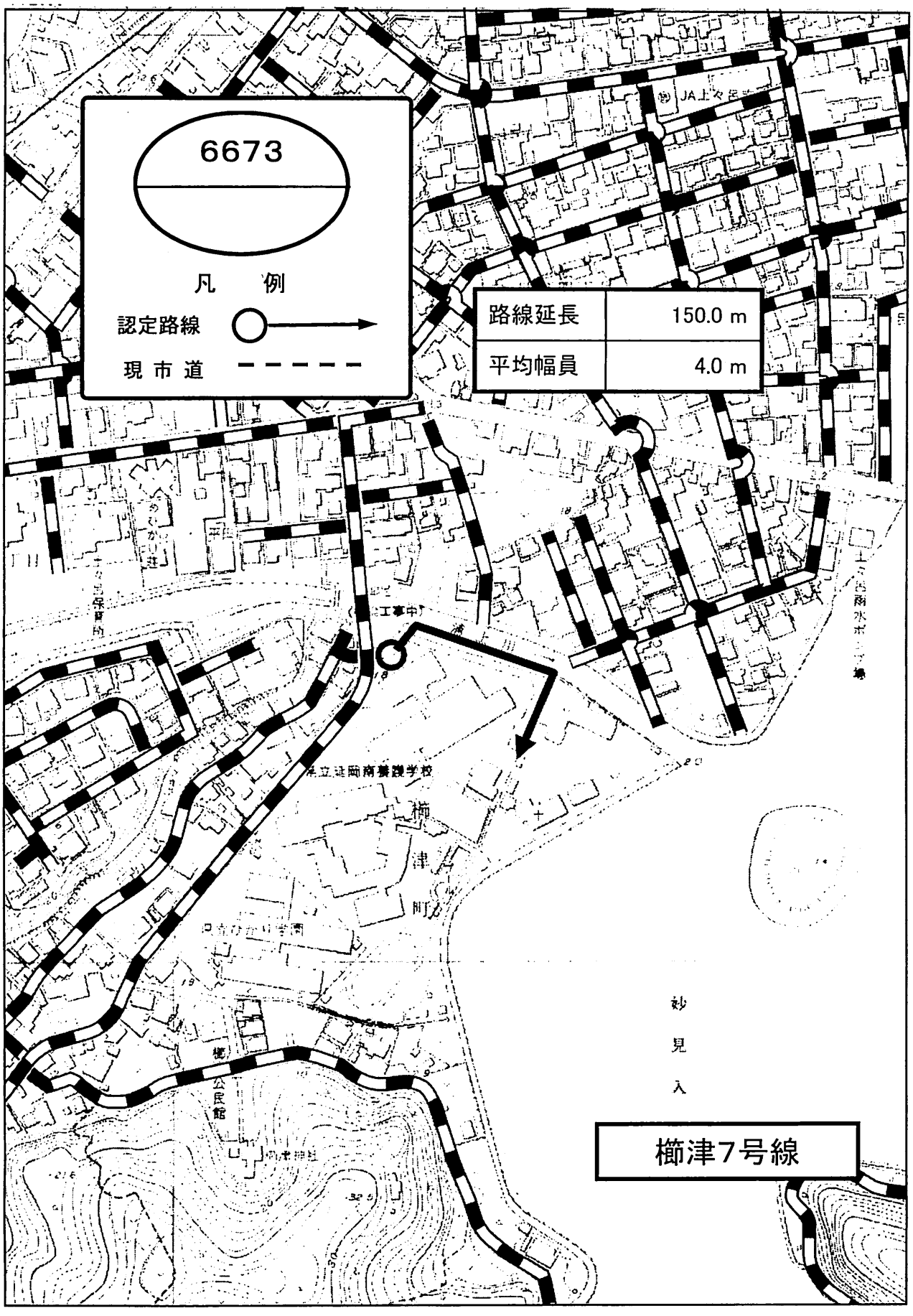
6673
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長 150.0 m
平均幅員 4.0 m
JA上々
工事中
櫛
津
町
妙
見
入
公民館
櫛津7号線

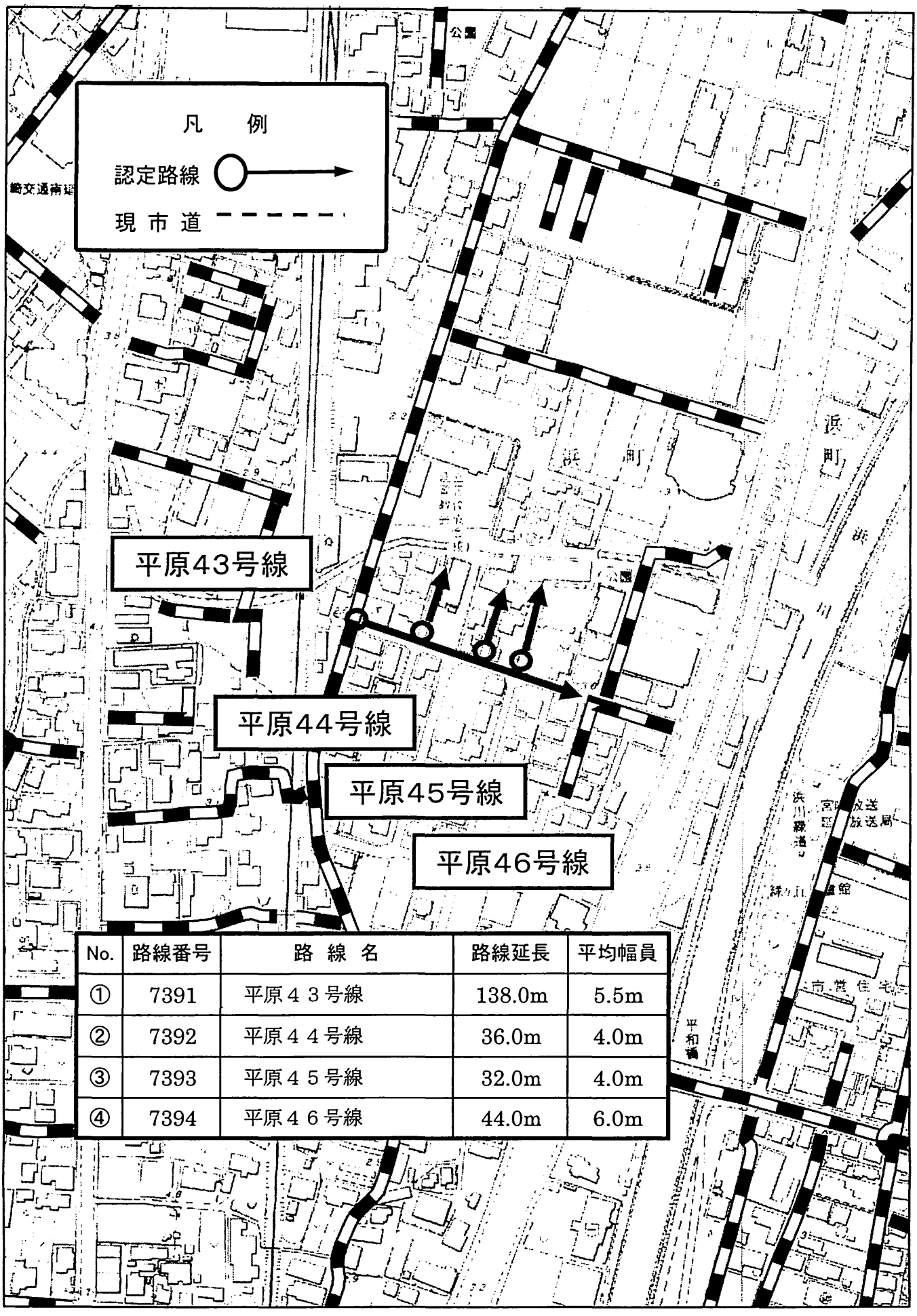

No.	路線番号	路　線　名	路線延長	平均幅員
①	7391	平原４３号線	138.0m	5.5m
②	7392	平原４４号線	36.0m	4.0m
③	7393	平原４５号線	32.0m	4.0m
④	7394	平原４６号線	44.0m	6.0m

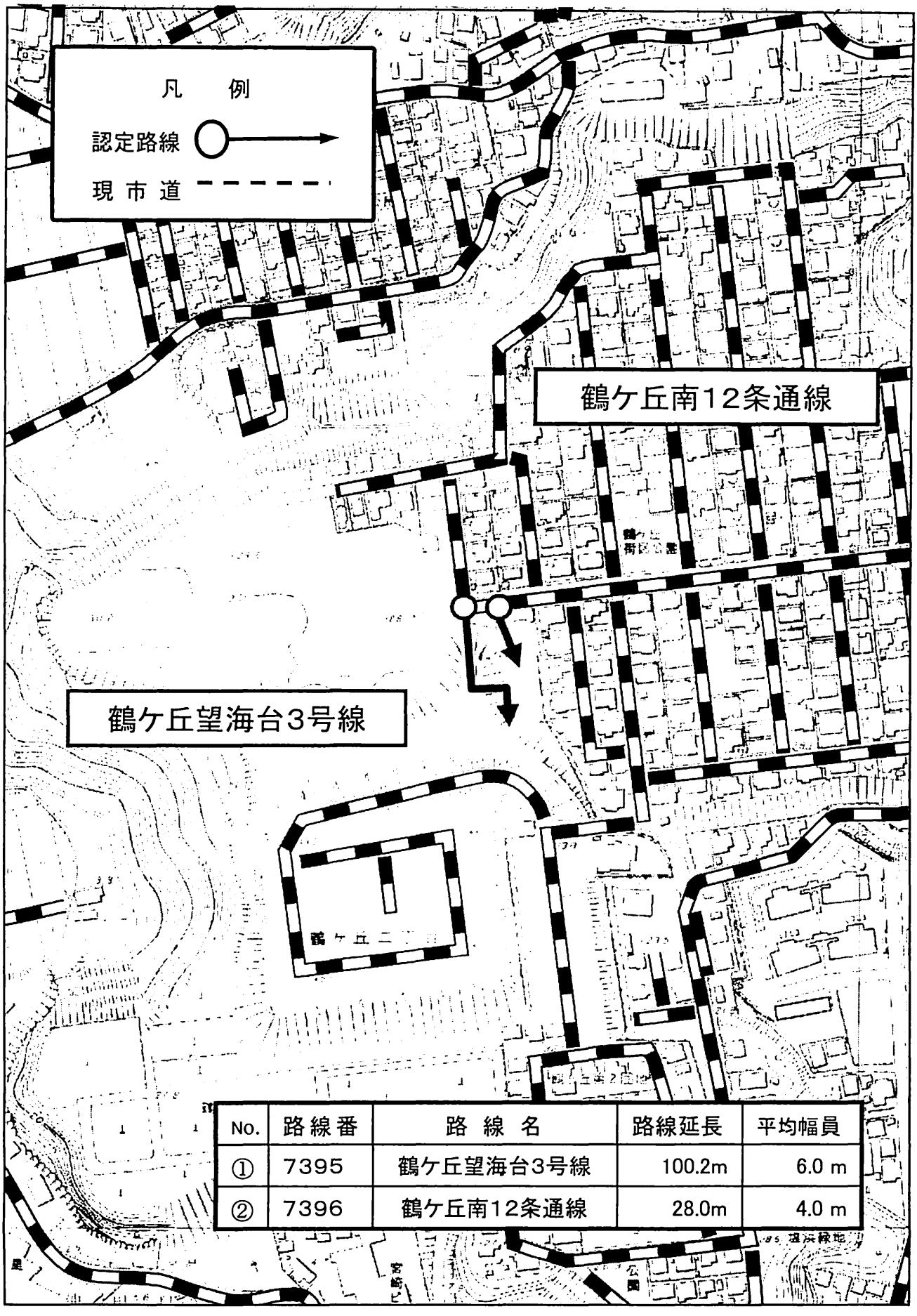

No.	路線番	路　線　名	路線延長	平均幅員
①	7395	鶴ケ丘望海台3号線	100.2m	6.0 m
②	7396	鶴ケ丘南12条通線	28.0m	4.0 m

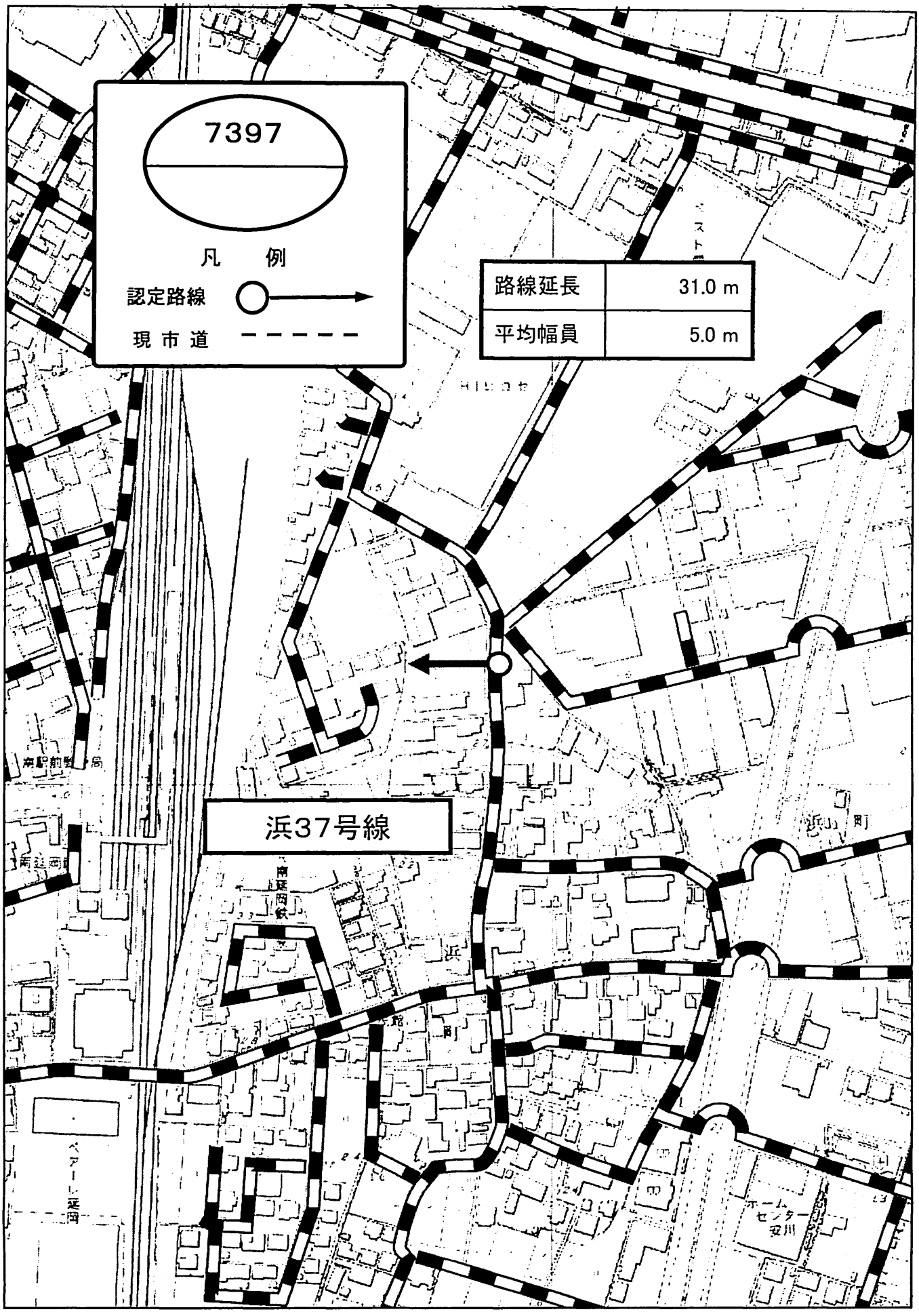
7397
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長 31.0 m
平均幅員 5.0 m
浜37号線

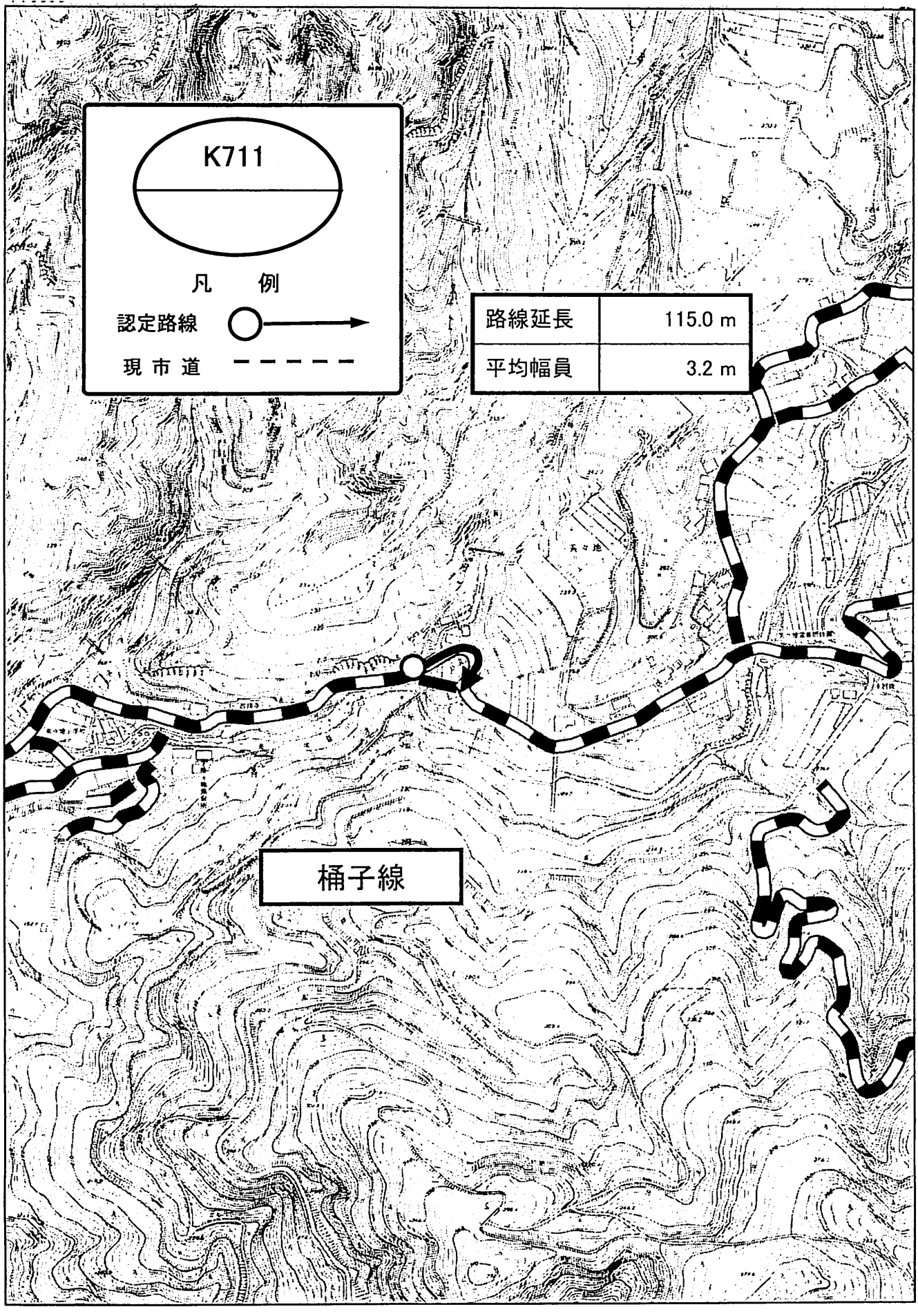
K711
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長
115.0 m
平均幅員
3.2 m
桶子線

1 : 5000

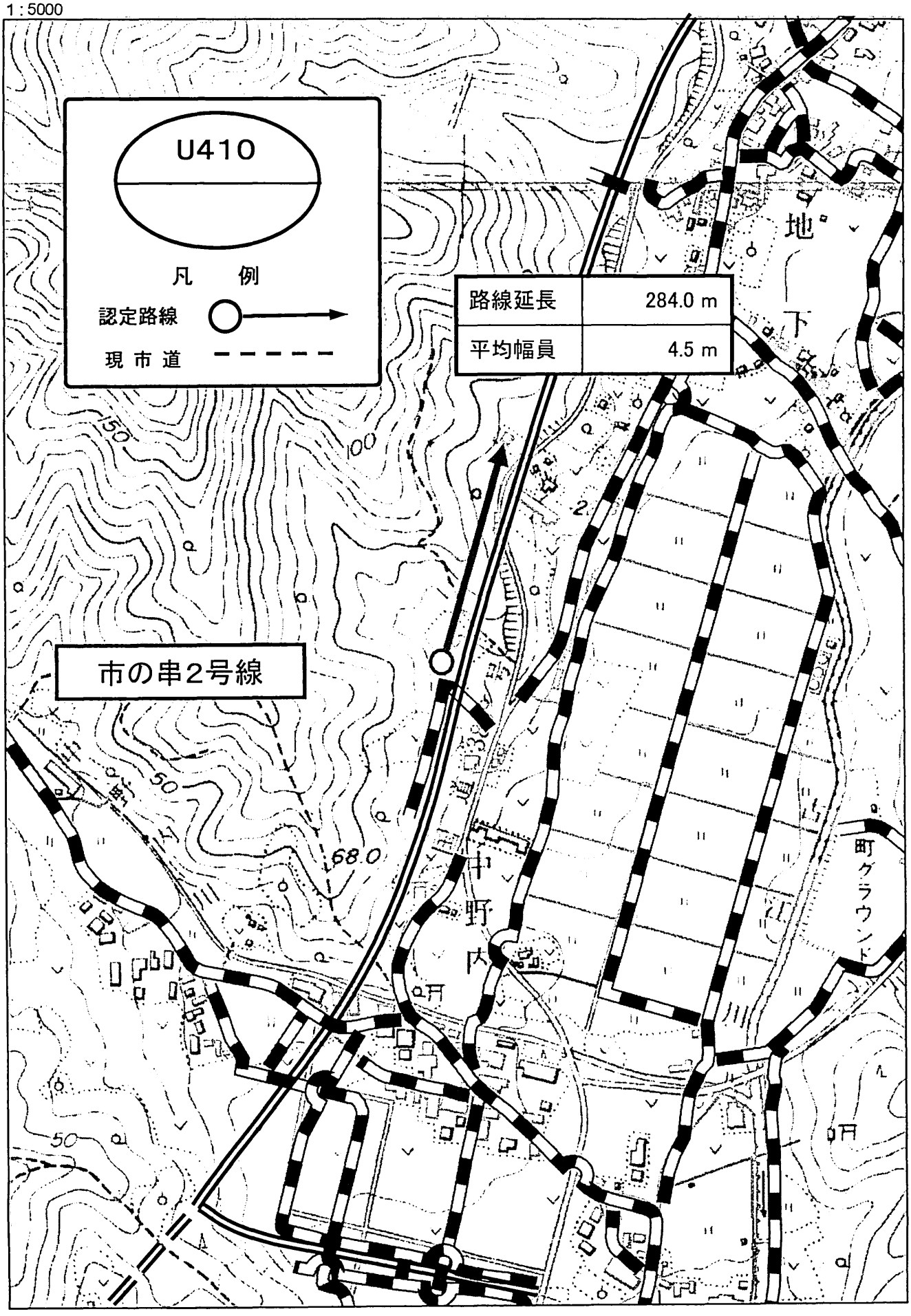
U410
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長 284.0 m
平均幅員 4.5 m
市の串2号線
150
100
50
68.0
50
地
下
中
野
内
町グラウンド

1 : 5000

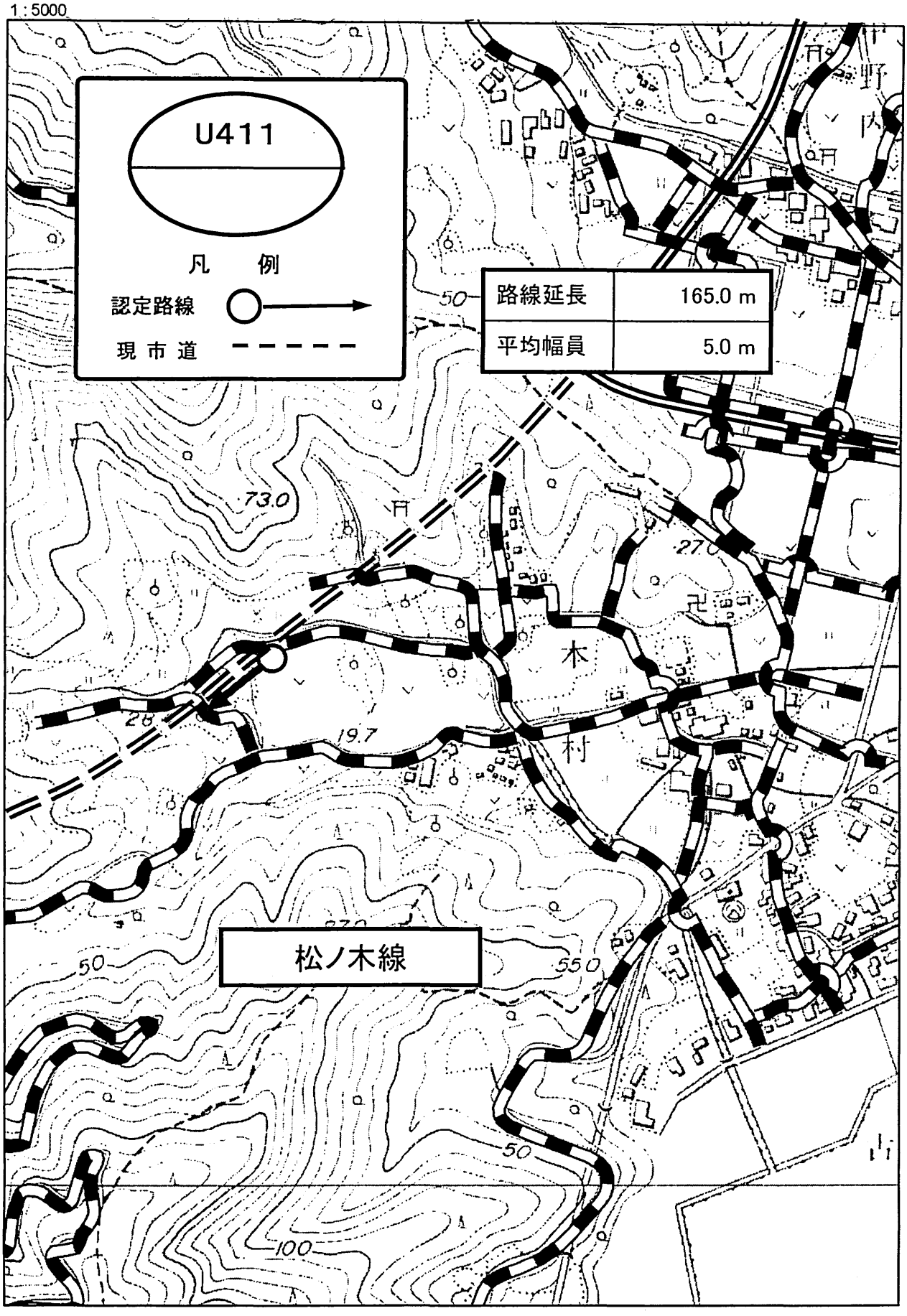
U411
凡　例
認定路線
現 市 道
路線延長 165.0 m
平均幅員 5.0 m
松ノ木線
73.0
27.0
19.7
50
55.0
100
木
村

議案第56号

新たに生じた土地の確認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定に基づき、延岡市の区域内に下記のとおり新たに土地を生じたことを確認します。

平成 25 年 12 月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

記

新 た に 生 じ た 土 地
延岡市北浦町市振字本村556番19、556番21、556番26及び556番28の地先公有水面埋立地 123.42 ㎡

議案第56号

新たに生じた土地の確認(北浦漁港[市振地区])

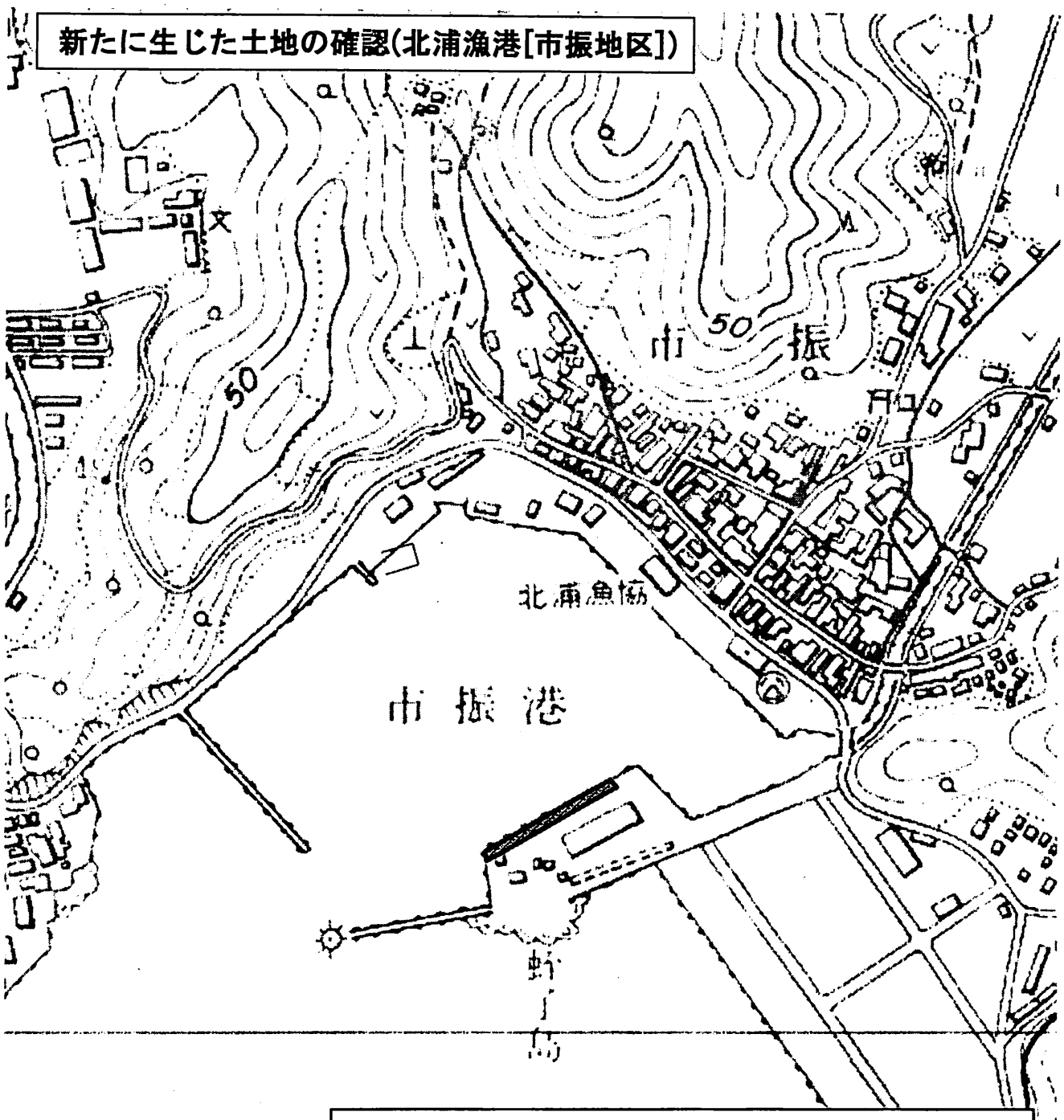

○埋立の場所
　延岡市北浦町市振字本村556番19、556番21、556番26、556番28の地先公有水面
○埋立地の用途
　漁港施設用地
○竣工面積
　123.42㎡

議案第57号

町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき、延岡市の区域内の町の区域を下記のとおり変更します。

平成 25 年 12 月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

記

延岡市北浦町市振に編入する区域
延岡市北浦町市振字本村556番19、556番21、556番26及び556番28の地先公有水面埋立地 123.42 ㎡

議案第58号

損害賠償の額の決定

平成24年12月12日に延岡市南一ケ岡四丁目13番15号地先において発見された地盤沈下による民家の塀等の損壊事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めます。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

記

1　損害賠償額
1,444,993円

2　相手方
延岡市南一ケ岡四丁目13番15号　　海 江 田　政 利

3　事故の概況
平成24年12月12日、延岡市南一ケ岡四丁目13番15号地先において発見された汚水管の破損を原因とする地盤沈下により、隣接する相手方所有の門扉、塀及び家屋の一部を損壊したもの。

議案第59号

財産の無償貸付け

下記の土地及び建物を無償で貸し付けます。

平成25年12月 3 日提出

延岡市長　首 藤 正 治

記

所　　在	延岡市北川町川内名 6677 番 6
土　　地	地目：山林 地積：16,790 ㎡のうち 7,300 ㎡
建　　物	畜舎５棟・堆肥舎１棟・倉庫２棟・トイレ１棟 面積：2,078.18 ㎡
貸付けの相手方	延岡市北浦町古江 258 番地 星　川　博　司
貸付けの目的	肉用牛生産施設として
貸付けの期間	平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで

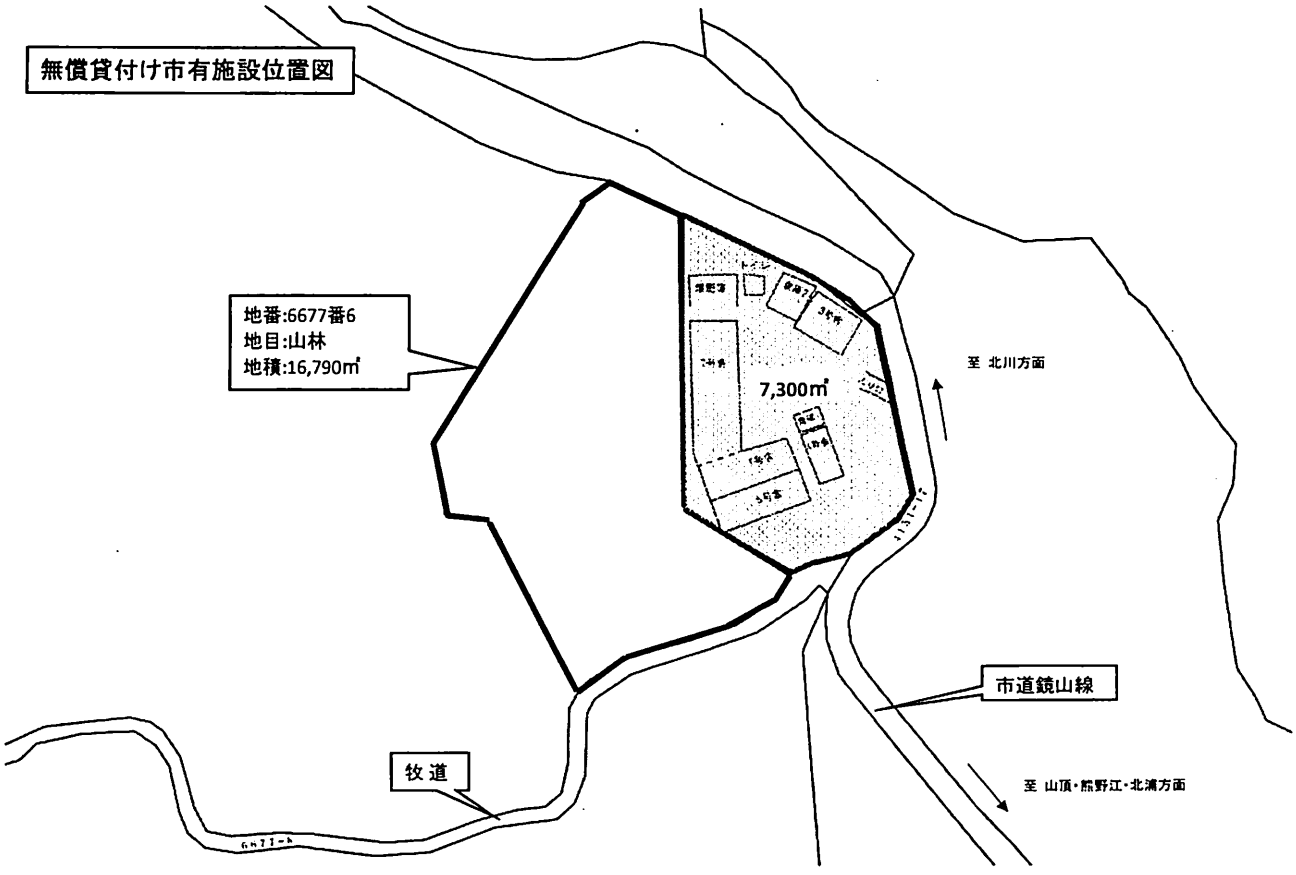
無償貸付け市有施設位置図
地番:6677番6
地目:山林
地積:16,790㎡
7,300㎡
至 北川方面
市道鏡山線
牧道
至 山頂・熊野江・北浦方面

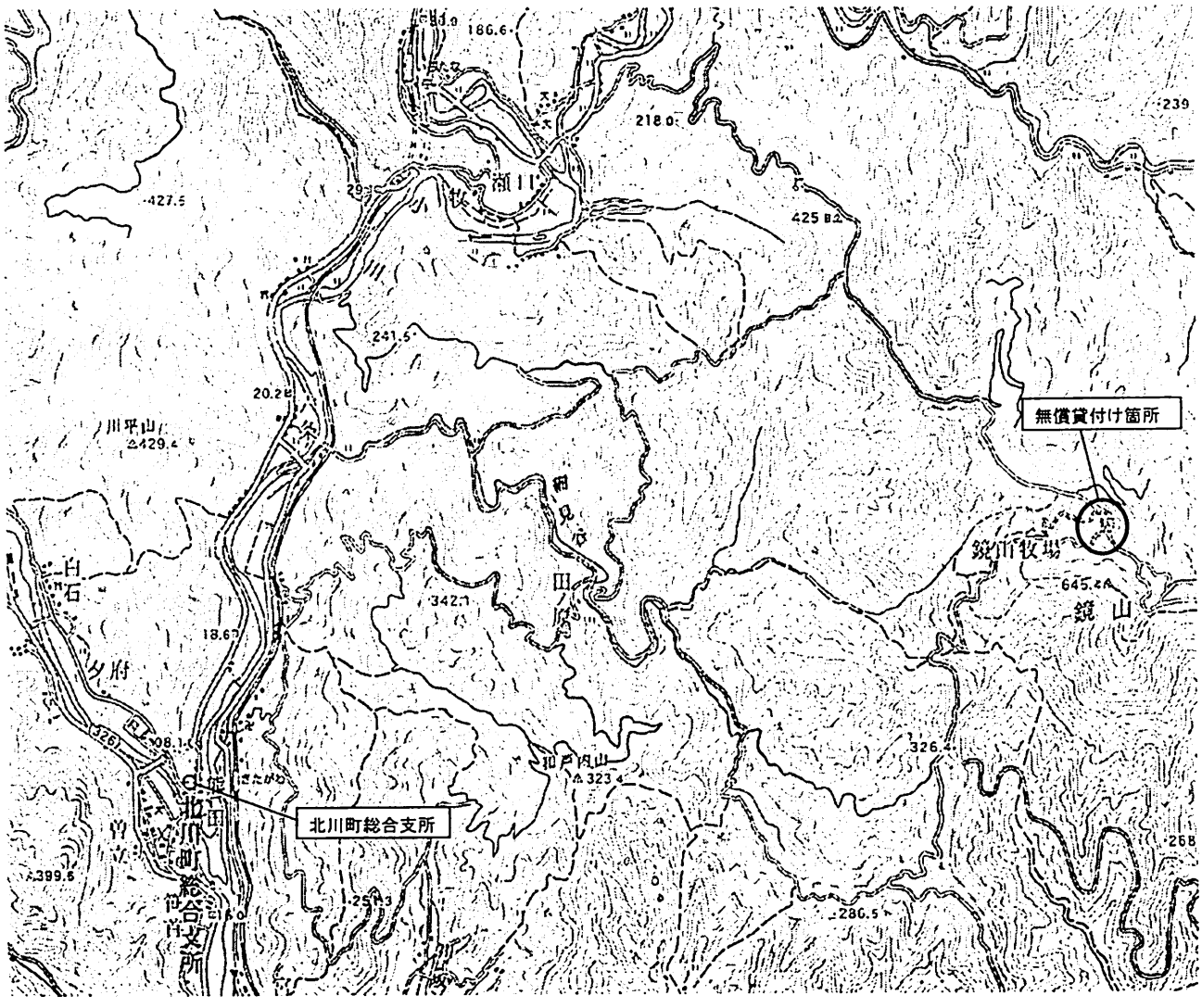
無償貸付け箇所
北川町総合支所
鏡川牧場
鏡山
川平山
白石
186.6
218.0
425.8
241.5
427.5
342.1
326.4
286.5
268
239

議案第60号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市南方東コミュニティセンター

2　指定管理者となる団体の名称

延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会

3　指定の期間

平成26年４月１日から平成31年３月31日まで

議案第61号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市東海コミュニティセンター

2　指定管理者となる団体の名称

延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会

3　指定の期間

平成26年４月１日から平成31年３月31日まで

議案第62号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月3日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市道の駅北川はゆま

2　指定管理者となる団体の名称

株式会社　北川はゆま

3　指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第63号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月3日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市ホタルの里休暇村

2　指定管理者となる団体の名称

株式会社　北川はゆま

3　指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第64号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月3日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター

2　指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人　延岡市社会福祉協議会

3　指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第65号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成25年12月3日提出

延岡市長　首藤正治

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市夜間急病センター

2　指定管理者となる団体の名称

一般社団法人　延岡市医師会

3　指定の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

報告第18号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定に基づき報告します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年10月23日

延岡市長　首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	美郷町北郷区宇納間2658番地 長田　尚美
損害賠償額	86,635円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年10月16日　午後１時30分頃
事故発生場所	延岡市本小路39番地１ 延岡市社会教育センター南側駐車場
事故の概況	本市職員が駐車場から共用車を発進させる際、左隣に駐車していた相手方の所有する自家用自動車に接触し、同車両を損傷したもの。

報告第19号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定に基づき報告します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年11月１日

延岡市長　首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市土々呂町一丁目２番地14 矢野　富久美
損害賠償額	13,553円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年９月16日　午前７時30分頃
事故発生場所	延岡市北川町川内名瀬口3451番３地先
事故の概況	相手方が自家用自動車で市道猪ノ島八ケ迫線を走行中、市道上に倒れていた樹木に衝突し、フロントガラス及び車体を損傷したもの。

報告第20号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定に基づき報告します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年11月５日

延岡市長　首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市富美山町83番756 山田　浩樹
損害賠償額	51,765円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年９月４日　午前５時頃
事故発生場所	延岡市富美山町83番756地先
事故の概況	相手方の所有する自家用自動車が、市有地道路に駐車していたところ、同車両横の通行止め看板が台風17号の風で倒れ、相手方車両のバックパネルライトを損傷したもの。

報告第21号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定に基づき報告します。

平成25年12月３日提出

延岡市長　首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成25年11月20日

延岡市長　首藤正治

図書館内での書見台転倒による事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市大貫町六丁目50番地４　武藤香怜 相手方法定代理人親権者父　武藤真一 同　母　武藤康子
損害賠償額	4,970円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年8月10日　午前11時40分頃
事故発生場所	延岡市本小路39番地1 延岡市立図書館内
事故の概況	相手方が図書館の書見台の上部を両手でつかみ、手前に引いたため、書見台が転倒し、相手方の額に接触し、負傷したもの。